



鹿児島森林管理署から眺めた桜島（南薩）

# 地域管理経営計画の策定等について

R5年度  
有識者懇談会

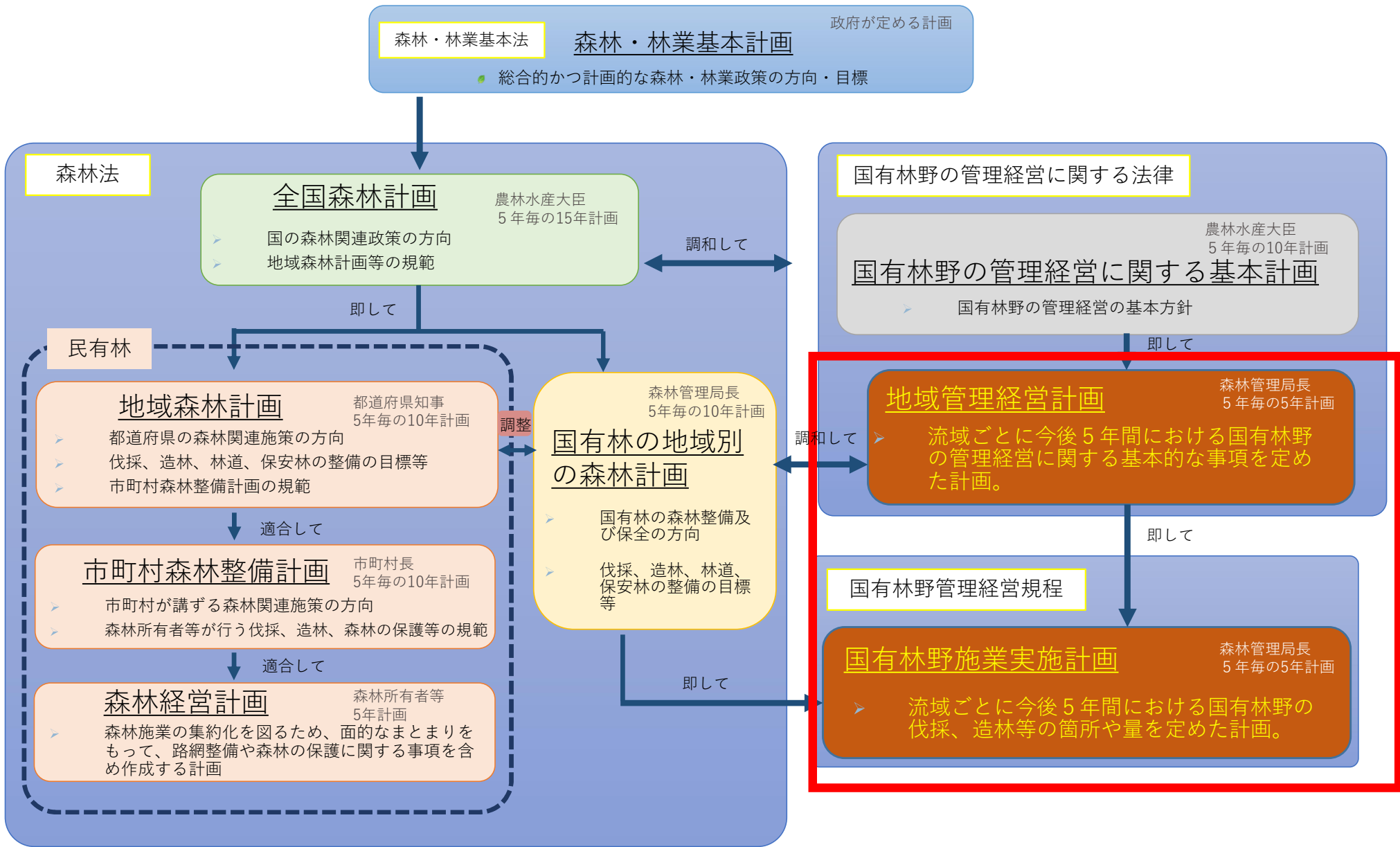


国民の森林・国有林

林野庁 九州森林管理局

令和6年3月5日

<b>1</b>	<b>森林計画制度の概要</b>	
	(1) 森林計画の体系	1
	(2) 地域管理経営計画の構成	2
<b>2</b>	<b>地域管理経営計画の策定について</b>	
	(1) 令和5年度に策定、変更する森林計画区	3
	(2) 各森林計画区の概況	4
<b>3</b>	<b>地域管理経営計画等の概要</b>	1 1
<b>4</b>	<b>変更計画について</b>	
	伐採量等の変更、林道の開設等	2 3
	国有林の管理経営に関する基本計画策定に伴う一斉変更	2 4
<b>5</b>	<b>参考</b>	
	九州管内の森林計画と樹立年度	2 8



## 国有林野の管理経営に関する基本計画

- ① 公益重視の管理経営の一層推進
- ② 森林・林業施策全体の推進への貢献
- ③ 「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等

3つの基本方針に即して策定

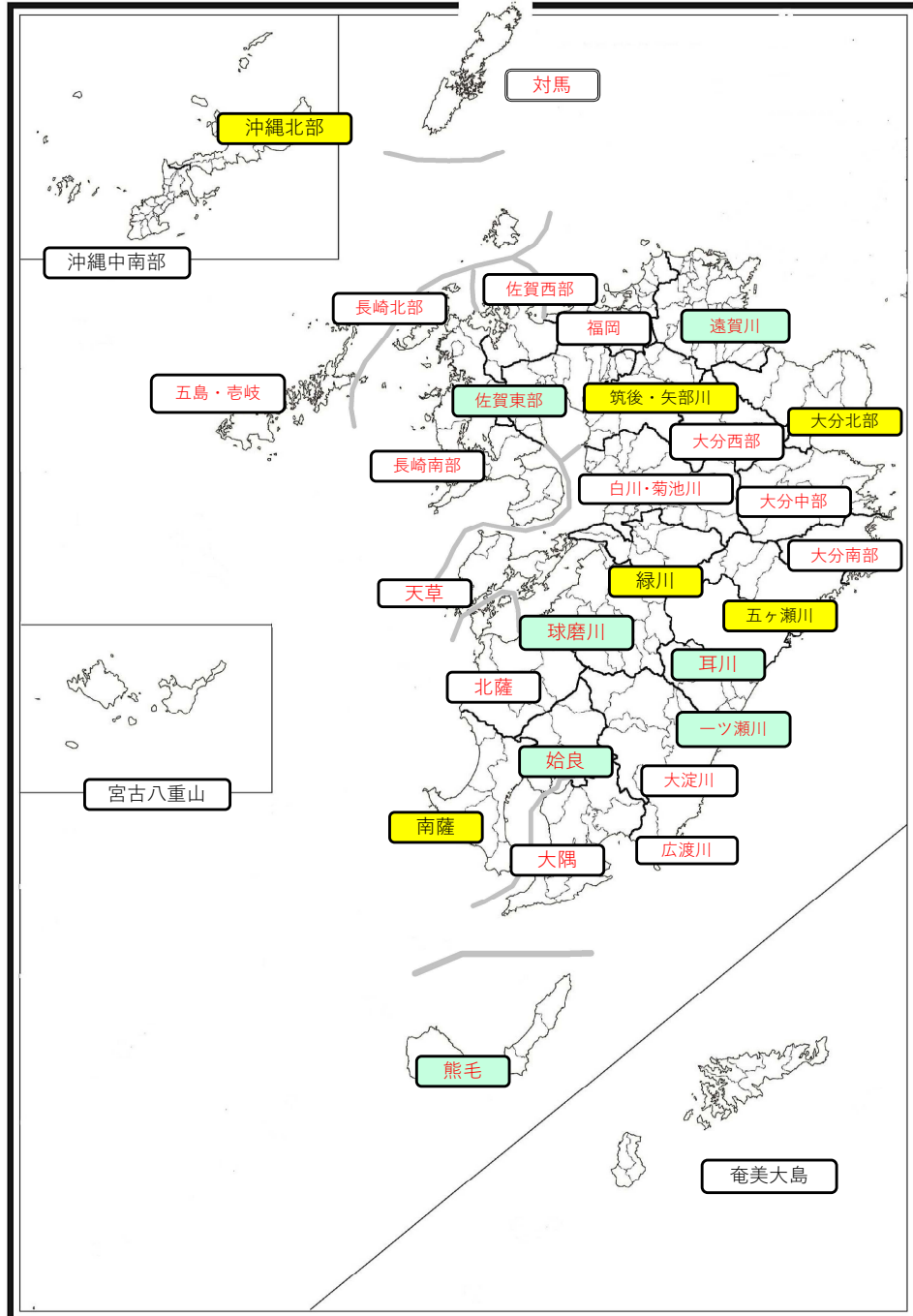
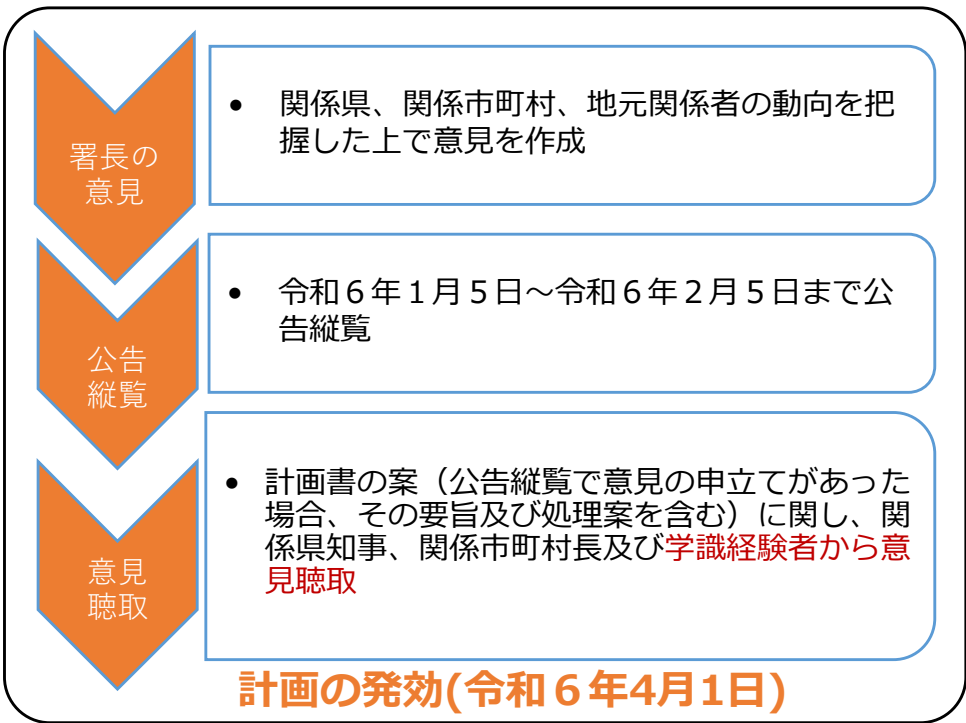
## 地域管理経営計画

1. 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
2. 国有林野の維持及び保存に関する事項
3. 林産物の供給に関する事項
4. 国有林野の活用に関する事項
5. 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項
6. 国民の参加による森林の整備に関する事項
7. その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

# 令和5年度に策定、変更する森林計画区

- 策定** 筑後・矢部川、緑川、大分北部、五ヶ瀬川、南薩、沖縄北部
- 変更** 遠賀川、佐賀東部、球磨川、耳川、一ツ瀬川、始良、熊毛
- 一斉変更** 22森林計画区 ※赤字が対象

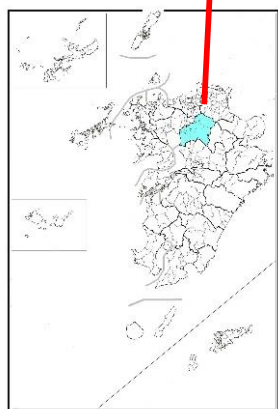
## 【計画策定のプロセス】



# ① 筑後・矢部川森林計画区の概況

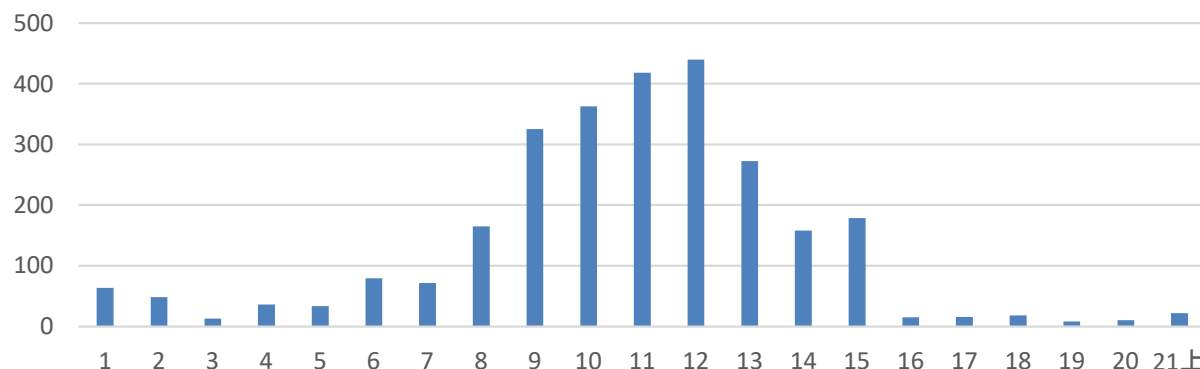
- ◆ 福岡県筑後川水系の小石原川等の上流山地並びに矢部川の源流部に位置する国有林野4,001ha（森林計画区内の森林面積の6%）。
- ◆ 人工林が69%、天然林が27%となっており、主な樹種は針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではクヌギ、ケヤキなどである。
- ◆ 南部には福岡県最高峰の釈迦岳（1,230m）が位置し、森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されている。

■機能類型別位置図



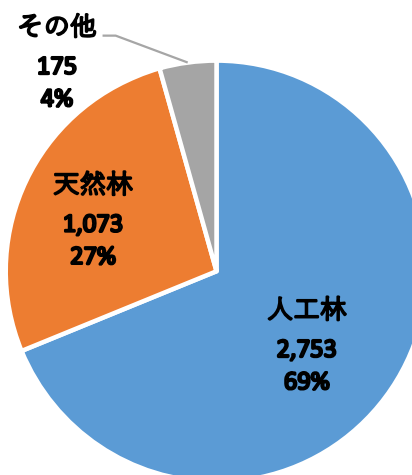
■人工林の齢級別構成 (ha)

令和5年3月31日現在

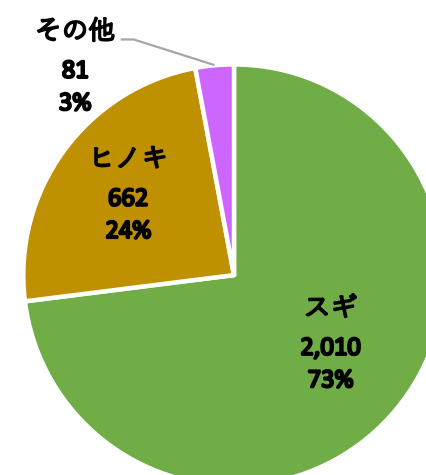


※ 齢級は5年を一括りとした表現で、1齢級は1～5年生の林分を表す。

■人工林・天然林別面積 (ha)



■人工林の樹種別面積 (ha)

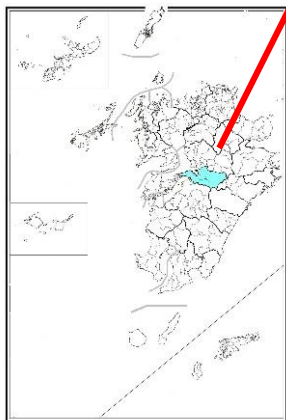


※その他は無立木地、竹林等

## ② 緑川森林計画区の概況

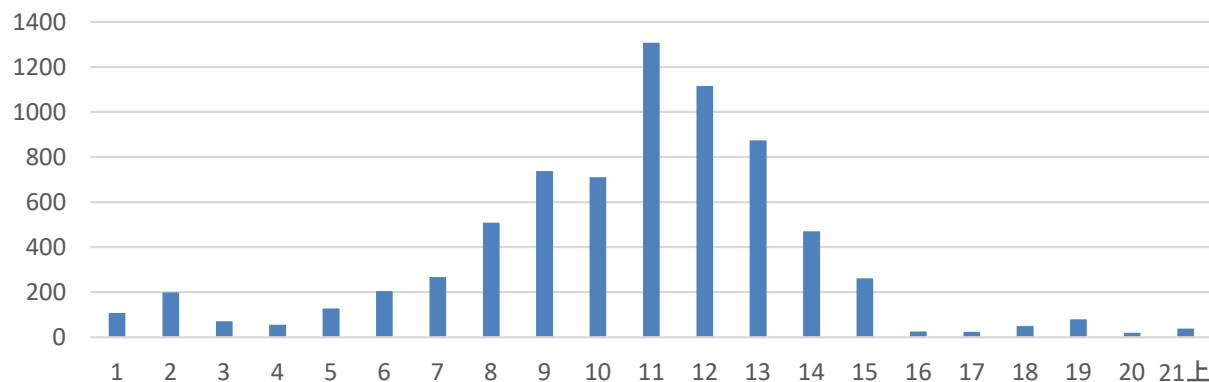
- ◆ 熊本県緑川の源流部に位置する国有林野13,581ha（森林計画区内の森林面積の20%）。
- ◆ 人工林が53%、天然林が43%となっており、主な樹種は針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹はシイ類、カシ類などである。
- ◆ 九州中央山地生物群集保護林に設定している他、九州中央山地国定公園にも指定されており、多様で貴重な動植物の保護と保全を図っている。

### 機能別位置図



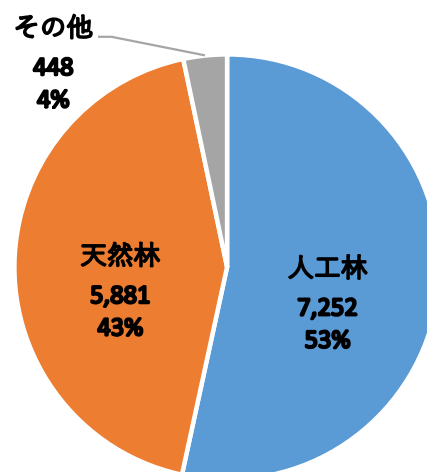
### 人工林の齢級別構成 (ha)

令和5年3月31日現在

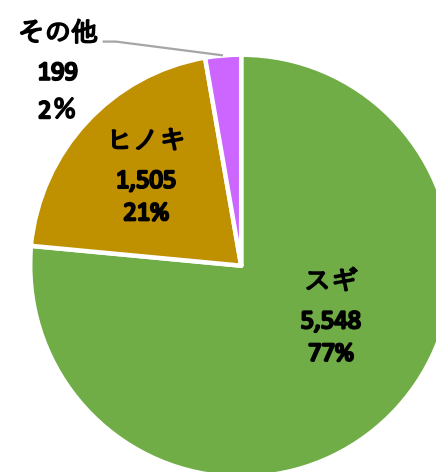


※ 齢級は5年を一括りとした表現で、1齢級は1～5年生の林分を表す。

### 人工林・天然林別面積 (ha)



### 人工林の樹種別面積 (ha)

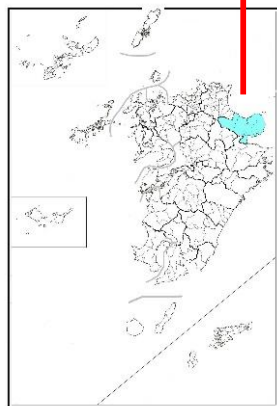


※その他は無立木地、竹林等

# ③ 大分北部森林計画区の概況

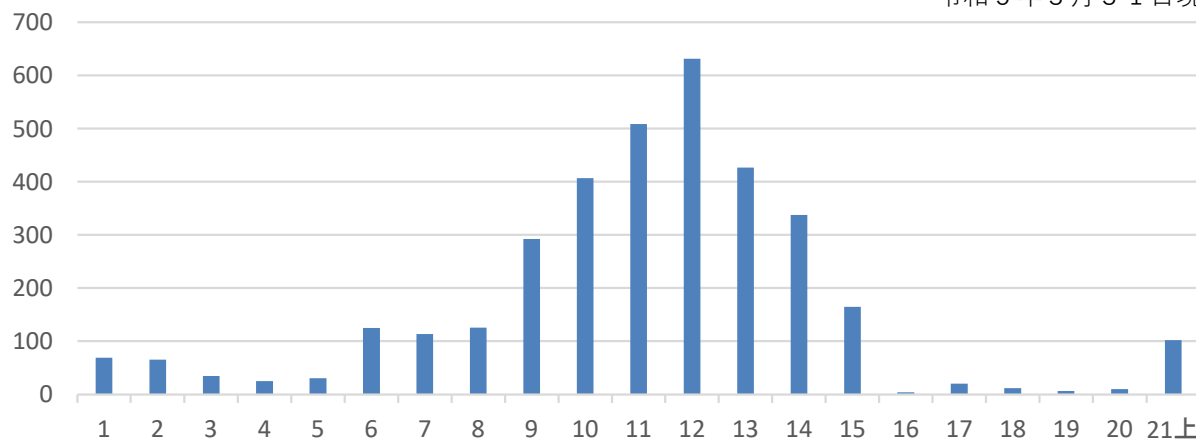
- ◆ 大分県北部に位置する国有林野6,440ha（森林計画区内の森林面積の5%）。
- ◆ 人工林が54%、天然林が41%となっており、主な樹種は針葉樹はスギ、ヒノキ、マツ類、広葉樹ではクヌギ、ナラ類、カエデ類などである。
- ◆ 由布・鶴見岳自然休養林の設定の他、耶馬日田英彦山国定公園や阿蘇くじゅう国立公園等にも指定されており、登山などの森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されている。

機能類型別位置図



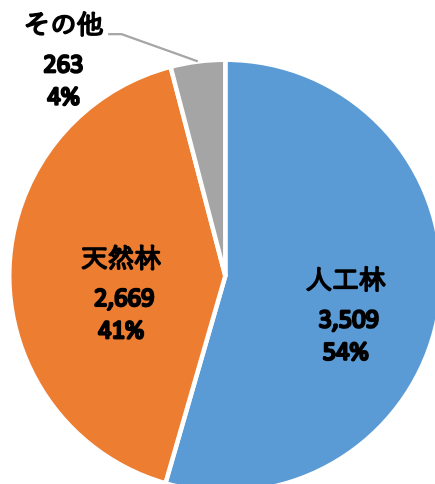
人工林の齢級別構成 (ha)

令和5年3月31日現在

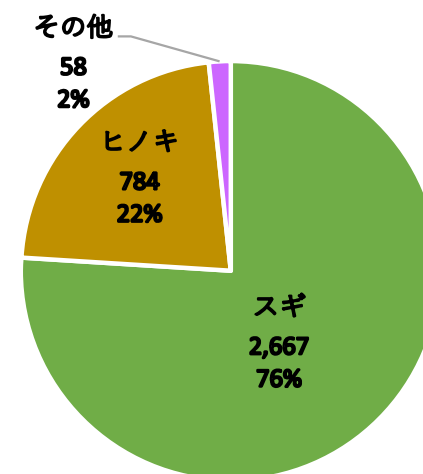


※ 齢級は5年を一括りとした表現で、1齢級は1～5年生の林分を表す。

人工林・天然林別面積 (ha)



人工林の樹種別面積 (ha)



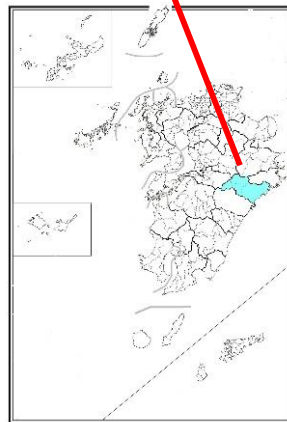
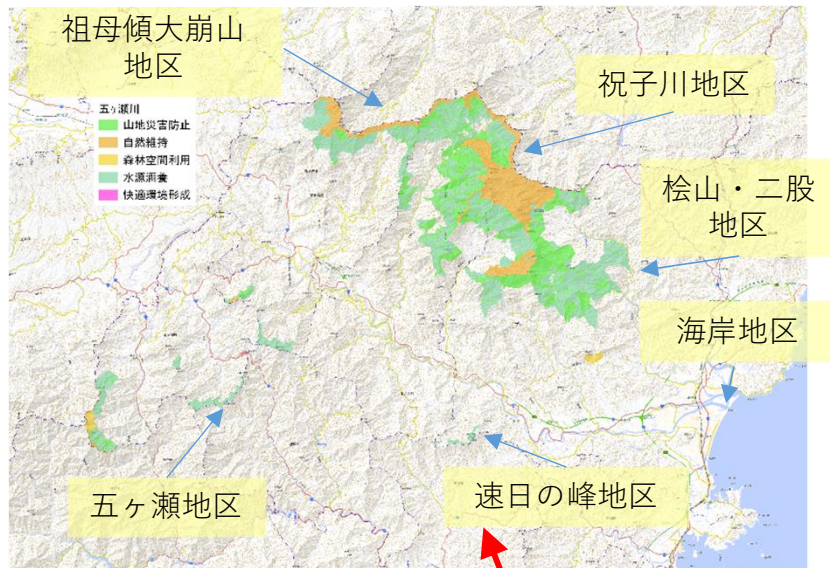
※その他は無立木地、竹林等



# ④ 五ヶ瀬川森林計画区の概況

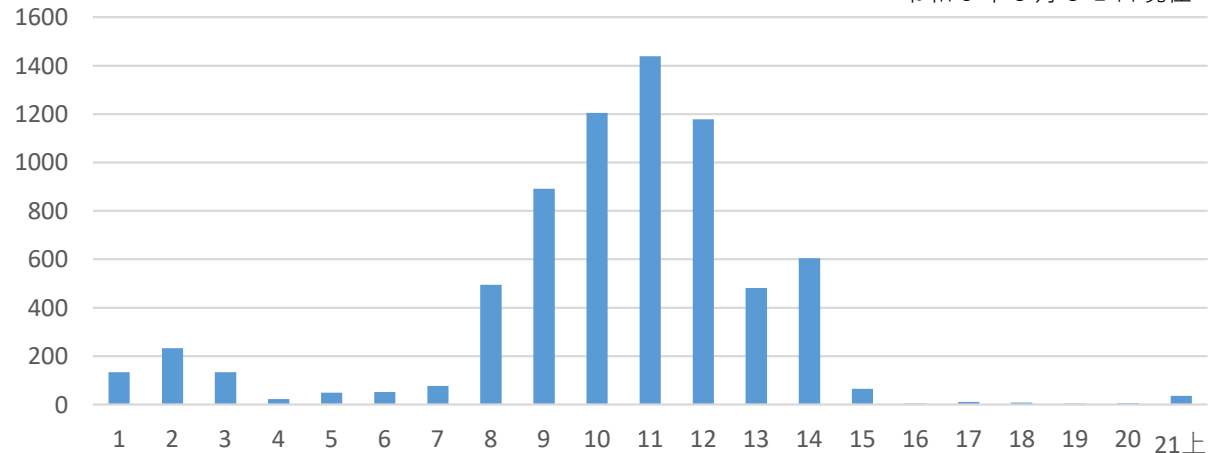
- ◆ 宮崎県北部に位置する国有林野20,272ha（森林計画区内の森林面積の15%）。
- ◆ 人工林が35%、天然林が61%となっており、主な樹種は針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではブナ、ナラ類などである。
- ◆ 祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域に設定している他、祖母傾国定公園への指定、祖母傾大崩ユネスコエコパークへの登録もされており、自然環境の保全・形成、学術研究等に重要な役割を果たしている。

## 機能別位置図



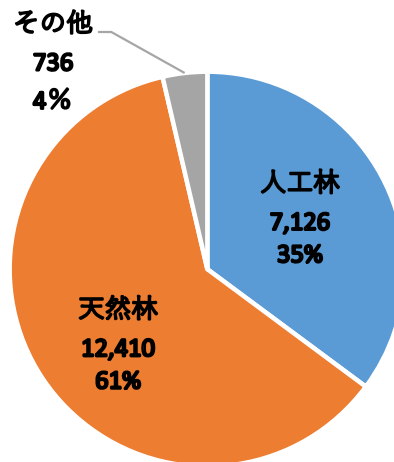
## 人工林の齢級別構成 (ha)

令和5年3月31日現在

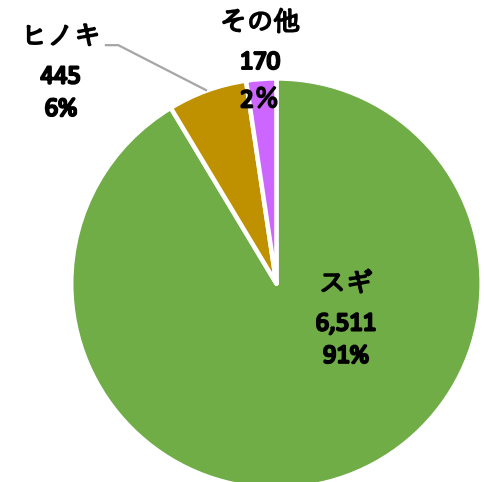


※ 齢級は5年を一括りとした表現で、1齢級は1～5年生の林分を表す。

## 人工林・天然林別面積 (ha)



## 人工林の樹種別面積 (ha)

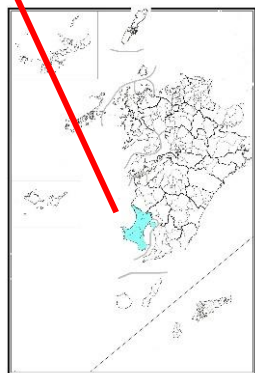


※その他は無立木地、竹林等

# ⑤ 南薩森林計画区の概況

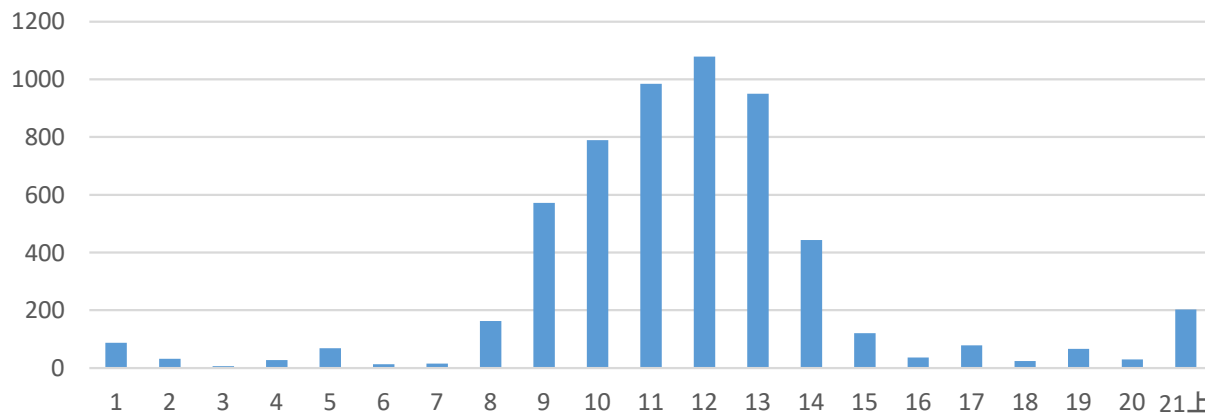
- ◆ 薩摩半島及び鹿児島湾中央の桜島に位置する国有林野9,940ha（森林計画区内の森林面積の9%）。
- ◆ 人工林が58%、天然林が34%となっており、主な樹種は針葉樹はスギ、ヒノキ、クロマツ、広葉樹ではカシ類、シイ類、クスノキなどである。
- ◆ 日本三大砂丘の一つである「吹上浜」の海岸林が防風・防砂等の役割を担っているほか、霧島錦江湾国立公園等にも指定され、森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されている。

## 機能類型別位置図



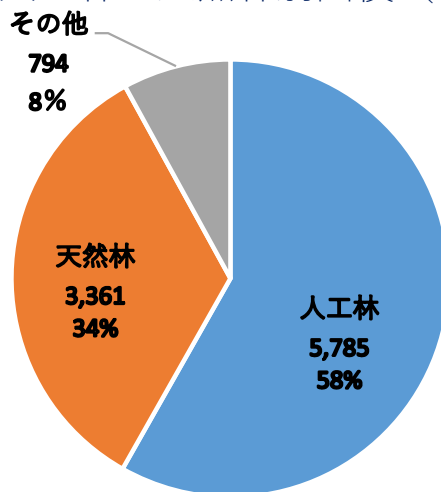
## 人工林の齢級別構成 (ha)

令和5年3月31日現在

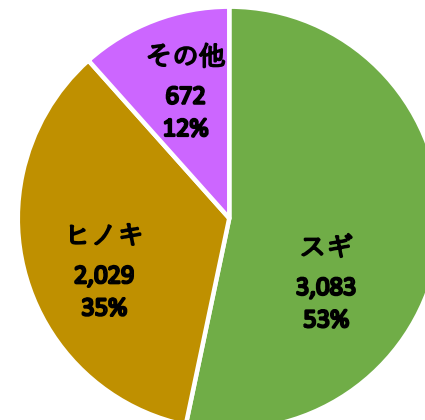


※ 齢級は5年を一括りとした表現で、1齢級は1～5年生の林分を表す。

## 人工林・天然林別面積 (ha)



## 人工林の樹種別面積 (ha)

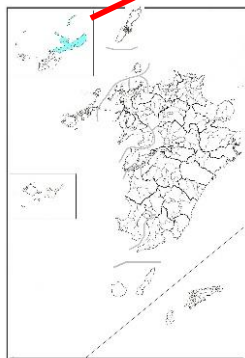
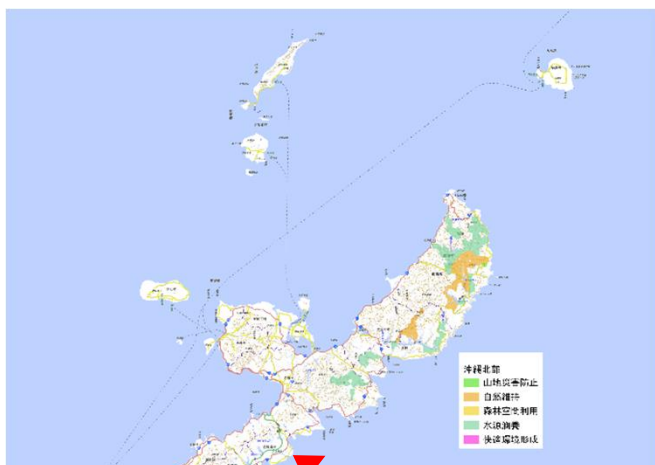


※その他は無立木地、竹林等

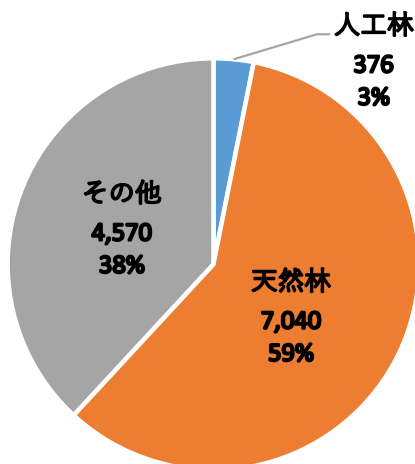
# ⑥ 沖縄北部森林計画区の概況

- ◆ 沖縄本島の北部に位置する国有林野11,986ha（森林計画区内の森林面積の21%）。このうち、4,395haは、「沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」に基づく沖縄県への貸付地であり、沖縄県が県営林経営計画に基づき県営林として管理経営を行っている。その他、3,495haを米軍沖縄北部訓練場として沖縄防衛局に使用承認している。
- ◆ 人工林が3%、天然林が59%となっており、スタジイ、イスノキ、タブノキ等の暖帯性樹種とリュウキュウマツ、イジュ等の亜熱帯性樹種が混交している。ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ等貴重な野生動植物が生息・生育しており、やんばる森林生態系保護地域へ設定。また、やんばる国立公園に指定される他、令和3年に世界自然遺産地域に登録された。

■機能類型別位置図



■人工林・天然林別面積 (ha)



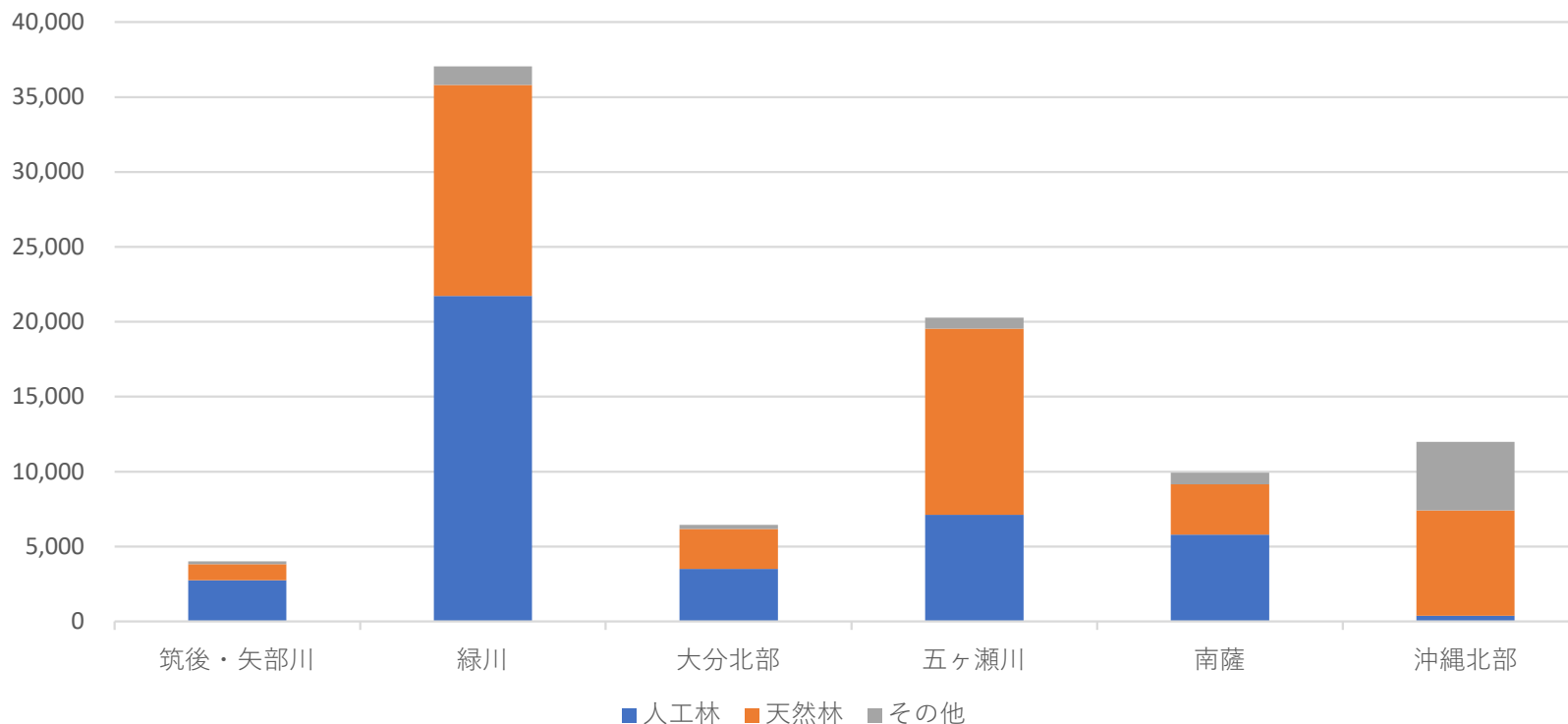
※貸付地はその他に含まれる

■保護林

名称	面積 (ha)
やんばる森林生態系保護地域	3,007



計画対象面積 (ha)



区分	筑後・矢部川	緑川	大分北部	五ヶ瀬川	南薩	沖縄北部
人工林	2,753	21,737	3,509	7,126	5,785	376
天然林	1,073	14,074	2,669	12,410	3,361	7,040
その他	175	1,250	263	736	794	4,570
計	4,001	37,061	6,440	20,272	9,940	11,986

## (1) 国有林野の管理経営の基本方針

機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献する。

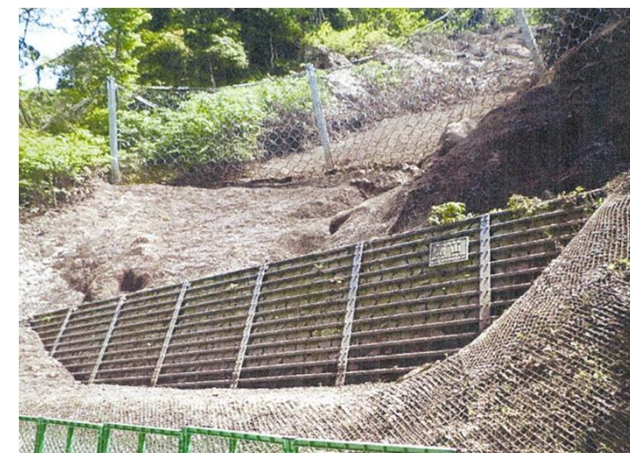
## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、5つの機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

### ① 山地災害防止タイプ

(土砂流出・崩壊防備エリア)

- ◆ 山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 根系が発達し、落葉層を保持し、下層植生の発達が良好で、必要に応じて治山施設等が整備されている森林を目標



木材を利用した治山ダム（緑川）

(気象害防備エリア)

- ◆ 風害、飛砂、潮害等の気象害による環境悪化の防備に係る機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い樹種によって構成される森林を目標

### ② 自然維持タイプ

- ◆ 属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生息・生育に適した森林を目標

## （2）機能類型に応じた管理経営に関する事項（続き）

### ③ 森林空間利用タイプ

- ◆ 保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 優れた自然美、歴史的風致などを構成する森林など多様な森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林を目標

### ④ 快適環境利用タイプ

- ◆ 騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 大気汚染に対する抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林を目標

### ⑤ 水源涵養タイプ

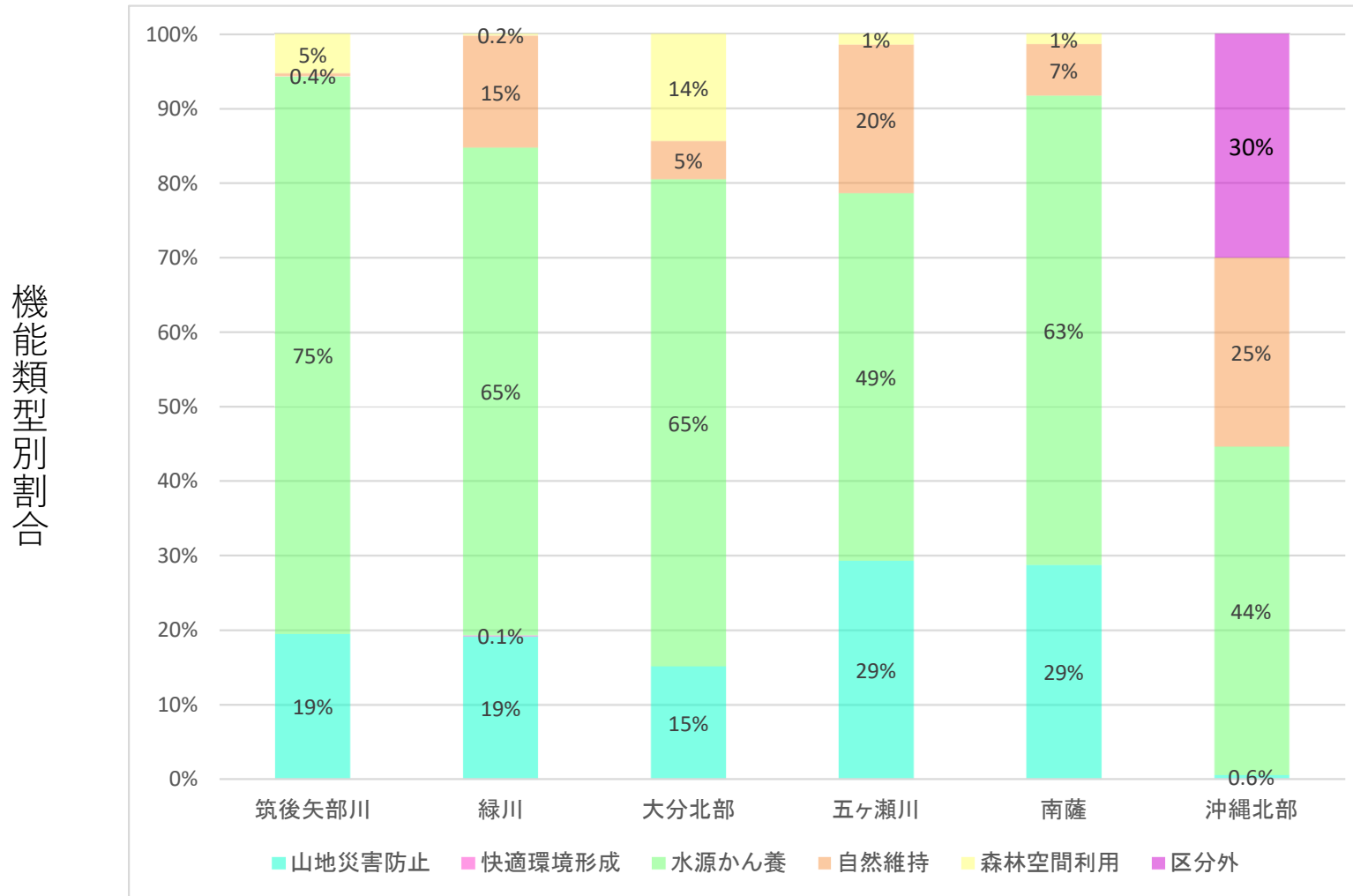
- ◆ 水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林
- ◆ 根系や下層植生が発達し、諸被害に強い森林を目標
- ◆ 人工林の間伐や伐期の長期化、育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮



複層林への誘導

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項（続き）

策定する森林計画ごとの機能類型別面積割合



※区分外は沖縄防衛局に使用承認している米軍沖縄北部訓練場

### （3）森林・林業施策全体の推進への貢献

- ◆ 県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献する。
- ◆ 森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現に向け、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。



システム販売に携わる供給者・需要者双方に有益な伐採方法に関する現地検討会（大分北部）



林業事業者、県・市町村の林務担当者等も参加した低コスト造林や複層林化のための誘導伐等の現地検討会（筑後・矢部川）



(4) 主要事業の実施に関する事項等

- ◆ 国土の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、地球温暖化対策として間伐を積極的に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化など、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら、多様で健全な森林づくりに取り組む。
- ◆ 更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組む。
- ◆ 林道等の路網は、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、自然・社会的条件を考慮しつつ計画的に整備する。

森林計画区	区分	伐採総量(千㎡)				更新総量 (ha)			保育総量(ha)				林道事業総量(km)		治山事業総量	
		主伐	間伐	臨時伐採	計	人工造林	天然更新	計	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理	開設	改良	保安林整備面積(ha)	保全施設(箇所)
筑後・矢部川	現計画	73	39	5	117	135	—	135	342	49	36	—	9	6	53	442
	新計画	66	43	4	113	108	—	108	283	59	73	—	6	3	211	324
緑川	現計画	98	273	20	391	193	1	194	707	172	134	—	15	29	850	132
	新計画	91	322	21	434	166	—	166	574	131	233	—	9	16	833	119
大分北部	現計画	95	198	12	305	198	2	200	492	77	60	—	20	10	230	28
	新計画	111	181	15	307	292	46	338	648	71	100	—	7	6	105	62
五ヶ瀬川	現計画	65	308	18	391	131	—	131	740	246	131	9	16	19	403	262
	新計画	106	262	36	404	215	—	215	546	169	427	—	6	23	405	160
南薩	現計画	178	163	19	360	302	5	307	547	25	13	—	16	10	295	13
	新計画	248	88	15	351	396	47	443	911	72	43	—	7	10	203	29
沖縄北部	現計画	—	—	3	3	—	—	0	—	—	—	—	—	—	5	12
	新計画	—	—	3	3	—	—	0	—	—	—	—	—	—	5	12

注：現行計画は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間分の総量である  
新計画量は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間分の総量である

### (1) 巡視に関する事項

- ◆ 地元住民や消防署、関係市町村等と連携を密にして、山火事防止のPR、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事等の未然防止に万全を期する。
- ◆ 境界標の巡視等を確実にを行い、境界の保全管理に努める。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

- ◆ 松くい虫等の森林病虫害による被害に対し、早期発見及び早期駆除に努める。



松くい虫被害の伐倒（沖縄北部）



空中散布（南薩）

### （3）特に保護を図るべき森林に関する事項

◆ 我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護林に設定し、適切に保護・保全を行う。

◆ 今回の策定計画区では、

- 森林生態系保護地域 2箇所（ 5,953 ha）
- 生物群集保護林 3箇所（ 2,333 ha）
- 希少個体群保護林 6箇所（ 245 ha）



祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域（五ヶ瀬川）



行者スギの父「大王スギ」

行者スギ遺伝資源希少個体群保護林（筑後・矢部川）

#### （４）その他必要な事項

- ◆ 深刻な状況にあるニホンジカなど野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、被害状況の把握に努め、その結果を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動や、地元行政機関、狩猟者団体等との協力による計画的な捕獲等を推進する。
- ◆ 尾根筋や溪流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。



シカネットの設置（大分北部）



保護樹帯

### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

- ◆ 地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、製材工場や合板工場等の木材需要者と協定を締結し、協定で定めた数量を安定的に供給する「システム販売」に取り組む。

### (2) その他必要な事項

- ◆ 列状間伐や路網と高性能林業機械を組合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。



コンテナ苗植栽箇所（筑後・矢部川）



簡易で壊れにくい路網の整備（緑川）

## 4 国有林野の活用に関する事項

- ◆ 地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興・住民の福祉の向上等に資するよう、森林の公益的機能等との調整を図りつつ積極的に推進する。
- ◆ 今回の策定計画区では、5箇所が「レクリエーションの森」に設定。



立岡自然公園から望む木原山風景林（緑川）



向坂山野外スポーツ地域（五ヶ瀬川）

- ◆ 国有林に隣接・介在する民有林野で、国有林の公益的機能の維持増進を図るため必要な場合には、林道等の路網を活用した施業等を一体的に行う「公益的機能維持増進協定制度」の活用を努める。

## 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

### (1) 国民参加の森林に関する事項

- ◆ ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森林」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。



地元ボランティア団体との森林づくり（五ヶ瀬川）

### （2）分収林に関する事項

- ◆ 社会貢献活動としての森林づくりに参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

### （3）その他必要な事項

- ◆ 協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、国有林野を多様な体験活動の場として提供し、森林環境教育の推進に努める。



遊々の森（緑川）



## 伐採量等の変更

- ◆ 複層林への誘導を推進していくための主伐量の増加に伴う伐採量の見直しや、災害の影響による林道事業の見直し等による計画変更。

森林計画区	区分	伐採総量(千 $m^3$ )				林道事業総量(km)		
		主 伐	間 伐	臨時伐採	合計	開設	改良	合計
遠賀川	現計画	—	—	—	—	—	8.1	8.1
	変更計画	—	—	—	—	—	9.3	9.3
佐賀東部	現計画	131,111	196,402	10,987	338,500	—	—	—
	変更計画	136,674	193,316	8,510	338,500	—	—	—
球磨川	現計画	352,634	736,462	60,904	1,150,000	29.5	—	29.5
	変更計画	362,481	736,462	51,057	1,150,000	30.5	—	30.5
耳川	現計画	69,144	206,337	13,519	289,000	—	—	—
	変更計画	67,460	207,761	13,779	289,000	—	—	—
一ツ瀬川	現計画	306,111	364,323	14,566	685,000	—	—	—
	変更計画	310,031	360,477	14,492	685,000	—	—	—
始良	現計画	155,153	172,934	11,913	340,000	10.3	20.9	31.2
	変更計画	155,550	172,934	11,516	340,000	11.3	21.2	32.5
熊毛	現計画	65,332	293,467	19,201	378,000	—	—	—
	変更計画	65,332	293,989	18,679	378,000	—	—	—

※ 伐採量の変更に伴い、保育総量、更新総量も変更しています。

## 特に効率的な施業を推進する森林の設定

### (1) 設定の目的

- ◆ 国有林において、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを「特に効率的な施業を推進する森林」として新たに設定し、水源涵養タイプの管理経営の考え方を踏まえつつ、主伐・再造林等の主に林業に関する下記のような取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。
  - 造林の省力化・低コスト化等の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や、現地検討会を通じた民有林関係者等への普及
  - 事業発注を通じた林業事業者の育成
  - 樹木採取権による林業経営体の経営基盤の強化や分収造林を活用した経営規模拡大の支援等

## （2）設定の基準

- ◆ 水源涵養タイプの人工林のうち、作業システムの進展、管理経営の一体性等を踏まえつつ、自然条件や社会的条件として地位、傾斜、林道からの距離等を勘案して、持続的な林業生産活動に適した森林を当該森林に設定する。
- ◆ 九州森林管理局では、水源涵養タイプの人工林のうち、以下の基準をすべて満たす林小班（保護林の隣接林分及び緑の回廊、国立・国定・県立自然公園の第1種特別地域は除く）について、令和5年度一斉変更において設定したところ。
  - 地位：8以上
  - 傾斜：30度以下
  - 林道からの距離：300m以下

### （3）一斉変更による全計画区における「特に効率的な施業を推進する森林」の設定面積

単位：（ha）

水源涵養タイプの人工林	特に効率的な施業を推進する森林	設定割合
226,801	93,793	41%

### （4）今後の計画編成での対応

- ◆ 令和6年度以降は、各森林計画区の計画編成時に当該森林設定の見直し（加除）を行っていくこととしており、地位、傾斜及び林道からの距離に加え、作業システムの進展状況（例：地域の架線集材技術の発達）、木材需給や林業経営体の動向（例：大規模製材工場の新設による地域の木材価格の上昇）、森林資源情報の精度向上の状況（例：航空レーザ計測による地形や資源情報の解析）等を踏まえて見直しを行う。

# (参考) 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定について

## ■ 現状と対応方針

- 国有林野事業では、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととしている。
- このような中、森林・林業基本計画では、「新しい林業」の実現に向けた取組の展開、担い手の育成、国産材の安定供給体制の構築等が課題。

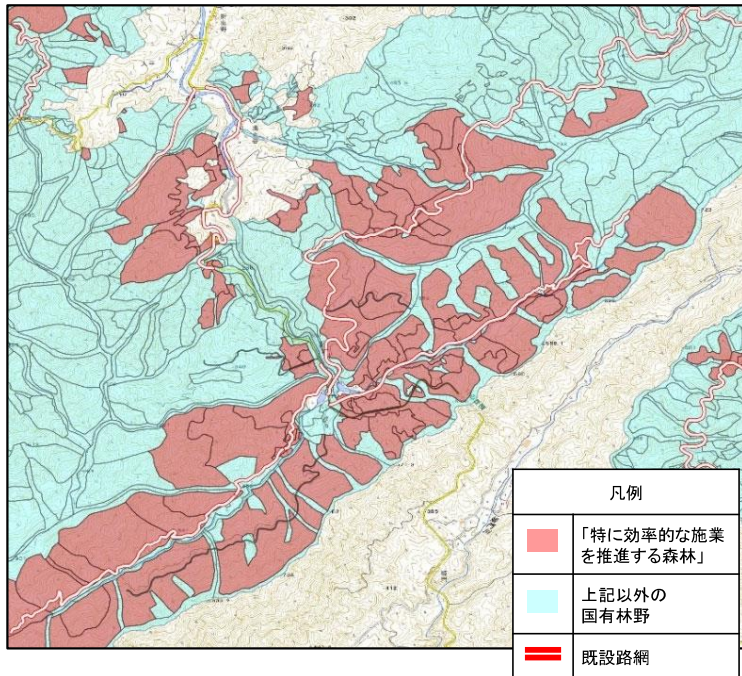
公益重視の管理経営を推進しつつ、上記の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や民有林関係者への普及、担い手の育成等の取組を効果的に進めるため、林地生産力や地形等の自然条件や路網整備状況等の社会的条件が良い人工林を特定することとする。

## ■ 取組内容

- 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定
- 水源涵養タイプの人工林のうち、林道等からの距離が近く、地位が比較的高く、傾斜が比較的緩い森林を「特に効率的な施業を推進する森林」として設定。
  - 地域の民有林関係者等に「特に効率的な施業を推進する森林」の対象森林が明らかとなるよう、地域管理経営計画等に当該森林を位置付け、公表。

- 「特に効率的な施業を推進する森林」での取組
- 自然条件等の良い人工林であることから、水源涵養機能の発揮に支障を生じさせない範囲で、以下の取組を推進。
    - ・造林の省力化・低コスト化等の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や、現地検討会を通じた民有林関係者等への普及
    - ・事業発注を通じた林業事業者の育成
    - ・樹木採取権による林業経営体の経営基盤の強化や分収造林を活用した経営規模拡大の支援等

## ■ 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定と運用のイメージ



「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施と民有林への普及

事業発注を通じた林業事業者の育成

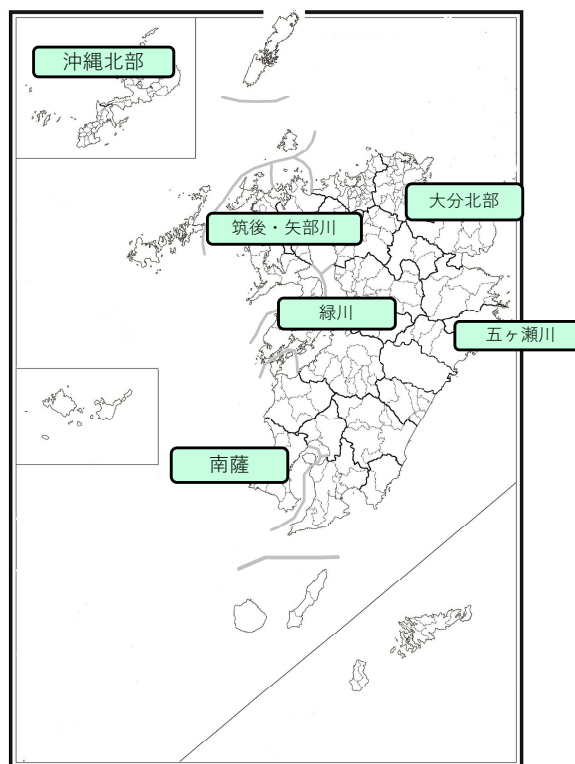
木材の安定供給に資する林道の機能強化

このほか、分収造林新規契約やレーザ計測・解析等を優先的に実施

これらの取組を通じて、地域の国産材の安定供給体制の構築や将来的な森林吸収量の確保・強化にも貢献

令和 **5** 年度筑後・矢部川、緑川、大分北部、  
五ヶ瀬川、南薩、沖縄北部令和 **9** 年度策定佐賀西部、長崎北部、球磨川、  
大分西部、大淀川、大隅、  
宮古八重山令和 **6** 年度策定福岡、対馬、白川・菊池川、  
大分南部、広渡川、北薩令和 **8** 年度策定遠賀川、五島壱岐、  
大分中部、一ツ瀬川、  
奄美大島令和 **7** 年度策定佐賀東部、長崎南部、  
天草、耳川、始良、  
熊毛、沖縄中南部

策定（6計画区）



九州・沖縄の国有林の計画区は全部で31